

令和8年4月15日

報道関係者 各位

湯沢町役場総務部総務課

公金の横領事案に伴う告訴状の提出について

令和8年3月26日に発覚した、当町元職員による公金の横領事案が、刑法第253条（業務上横領）に該当するため、厳正な捜査及び処罰を求め、令和8年4月15日付けで南魚沼警察署へ告訴状を提出し、受理されました。

本町といたしましては、今後、警察の捜査に対し、適切に協力してまいります。

記

1 告訴人 湯沢町長 田村 正幸

2 被告訴人 元湯沢町役場会計室 会計係長

3 告訴の概要

①告訴の理由

・職務内容

被告訴人は、湯沢町役場会計室に勤務し、歳計及び歳計外現金の收受及び保管業務等を担当していた。

・横領の事実

被告訴人は、令和5年7月24日頃から令和8年3月26日までの間にわたり、金庫で保管していた歳計及び歳計外現金642万900円を不正に領得し、私的に消費した。

②発覚の経緯

令和8年3月26日、内部点検において現金の不足が判明し、調査を行った結果、被告訴人の横領行為が確認された。

③被告訴人の供述

被告訴人は、内部調査において横領の事実を認めている。

④被害額

公金642万900円

⑤被害回復の状況

被告訴人は、令和8年3月31日、告訴人に対し、被害金の全額である642万900円を全額弁済した。

⑥法令違反

被告訴人の行為は、職務上取り扱う公金を自己のために領得したものであり、刑法第253条（業務上横領）に該当する。

【お問合せ先】

湯沢町総務部総務課（河原田）

電話：025-784-3451

FAX：025-784-1818